



SBA（一社）佐賀県バスケットボール協会 通知

2021年 1月 19日

会 長 祖岩 亨道

佐賀県内のバスケットボールに係る行事開催について（再通知）

2021年になっても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって多くの競技活動や大会の自粛を余儀なくされていましたが、2021年1月13日に11都府県に緊急事態宣言が出されました。

また、佐賀県より1月18日に出された非常警戒措置に合わせて、部活動についても1月21日から2月7日まで、県内外との対外的な交流試合の自粛要請がでました。それを踏まえ、本協会として、以下の通り、県内のバスケットボール行事に関わる開催に係る現時点の方針を、関係団体、登録チーム、登録選手等、皆様に通知いたします。

#### 記

1. 活動再開にあたり、必ず「JBAバスケットボール活動再開に向けたガイドライン第二版」を熟読し実行すること。<http://www.japanbasketball.jp/news/56931>
2. 今後、佐賀県バスケットボール協会が主催または協力する大会については、以下のとおりとする。  
○各カテゴリーの公式戦開催、リーグ戦開催、カップ戦開催、講習会などの開催については、延期または中止をお願いします。

#### (大会延期連絡)

- 1月23、24日

第72回佐賀県高等学校バスケットボール新人戦 兼 第51回

全九州高等学校バスケットボール春季選手権大会佐賀県大会

- 1月23、24、30、31日

第41回佐賀県中学生新人バスケットボール大会

上記2大会が延期になります。今後の日程などについては関係機関と協議し、できるだけ早急に関係各所に連絡いたします。他カテゴリーについては決定次第連絡します。

3. 全カテゴリー（審判を含む）において、以下の形で可能な限り感染の恐れのある状態を作らないよう配慮すること。  
○県境をまたいだ移動については完全自粛すること。（2月7日まで）  
○県内チーム間の交流（合同練習、練習試合など）も自粛すること。  
○活動（練習）については、学校の場合は、所属長の判断に従うこと。  
クラブチームはチーム責任者の判断に従うこと。
4. 協会内の各種会議については、リモート会議もしくは、感染予防対策を講じた上での少人数（10名以内）の会議を認めるが不要不急の会議は延期もしくは中止する。その判断については会長および専務理事に相談し、書面の配付で済むものは会議開催を省略する。

以上